

## 横浜市救急医療センター指定管理者公募要項に関する質問及び回答

### <質問 1 >

項目	【資料名】 公募要項 【ページ】 3 ページ
内容	公募要項にある「リスク分担」の項に「市が見込む患者数に増減があった場合」に協議をすることになっていますが、現在の「横浜市救急医療センターの管理に関する基本協定書」に記載のある「事業(医業)損益計算に損失が発生した場合又は発生する見込みのある場合は、損失額相当の補填を行う。」という考えで良いですか。

### <回答 1 >

そのとおりです。

### <質問 2 >

項目	【資料名】 公募要項 【ページ】 3 ページ
内容	消費税についてです。今回、提示された「横浜市救急医療センター指定管理者公募要項」の3ページ「(4) リスクの分担」では、「消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更」においては、負担者が「市」ではなく「分担(協議)」となっております。 今後の消費税率の上昇時には、前回と同様の計算方法で上昇分の指定管理料に上乗せされるかについて考えをお教えてください。 「消費税の税率等の変更」での「協議」という考え方についてもお教えてください。

### <回答 2 >

指定管理料への課税の考え方は、原則として、その全額が消費税及び地方消費税の課税対象となるものです。従って、税率が上昇した場合には、指定管理料全額に対し、税率上昇分を加算する計算方法とします。

「協議」については、消費税率の変更時期や変更幅が不確定であることに加え、医療分野への課税方法についても不明確であるため、これらについて、指定管理者と調整が必要という認識です。